

令和7年7月17日

施工体制確認型随意契約方式（除雪等業務）に係る手続開始について

次のとおり施工体制提案書の提出を公募します。

この施工体制確認型随意契約方式（除雪等業務）に係る手続きは、当公告によるほか小千谷市除雪等業務委託資格審査要領及び小千谷市除雪等業務共同体取扱要領に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務の名称 令和7年度 除雪等業務 第8ブロック

(施工箇所 小千谷市 東小千谷・東山・浦柄地内)

(2) 業務の目的

小千谷市が管理する施設の除雪における次の業務を対象とする。

- ① 「除雪業務委託契約書」に規定する車道除雪及び施設内通路等除雪業務
- ② 雪庇落とし、スノーポール設置及び撤去等、除雪等業務に伴う臨時的な作業
- ③ その他市長が特に必要と認めた業務

(3) 業務の内容

予定している業務の内容は下記のとおり。ただし、数量は概算である。

・車道除雪 L = 23.3 km ・歩道除雪 L = 1.5 km

(4) 履行期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

(5) 業務の実施上の要件

小千谷市除雪計画及び関係規定を順守すること。

2 施工体制提案書の提出者に必要とされる要件（公告日から契約決定日までの間）

(1) 基本的な提案参加資格要件（除雪等業務共同体における各構成員）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 小千谷市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和61年小千谷市制定）に基づく入札参加停止の措置を受けていないものであること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく許可を受けた主たる営業所を小千谷市内に有するとともに、同第28条に基づく営業停止の処分を受けていないものであること。

エ 公告日において、滞納している市税等徴収金がないこと。

オ 小千谷市除雪計画に定められた作業を順守できる者であること。

カ 小千谷市暴力団排除条例（平成24年小千谷市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団関係者ではないこと。

(2) 具体的な提案参加資格要件（除雪等業務共同体による提案参加）

ア 除雪共同体の代表者は法人であり、「土木一式」の小千谷市入札参加資格を有し、5

00点以上の点数で、A、B、Cいずれかの級に格付けされている者であり、かつ前年度に小千谷市管理道路の除雪業務受託業者であること。

イ 除雪共同体の構成員となる法人及び法人以外の者は、「土木一式」の小千谷市入札参加資格を有する者であること。

ウ 公告で示す業務に使用する機械の運転に必要な免許等を有するオペレーターの人数が、必要機械台数以上確保できる者であること。

エ 前年度において小千谷市が発注する除雪等業務を受託した者にあつては、前年度の契約において発注者から改善指示書による指導を受けていない者であること。

オ 上記イ、ウに掲げる要件を満たす者については、複数ブロックへ参加表明することができる。ただし、オペレーターの重複申請はできない。

3 施工体制提案を求める具体的内容

評価項目及び評価事項は下記のとおりとする。なお、具体的な評価方法は別に定める。

評価項目	評価事項	
施工体制	人員体制	労務者数
		オペレーター数
	保有機材	自社（又は長期リース契約）保有機械の量
		機材庫の位置
	降雪時・ 緊急時体制	除雪時の情報伝達、出動、完了
		緊急時施工体制（他ブロックへの応援体制）
独自の緊急時体制		
過去の実績	過去3年間の国、県、市町村の除雪実績（車道除雪のみ）	

4 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式1による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式2-1による。

なお、様式の提出に合わせて、以下の書類を提出すること。

① オペレーターに関する届（様式2-2）

② オペレーターの免許証及び技能講習修了書の写し

(3) 除雪等業務共同体の資格確認資料

小千谷市除雪等業務共同体取扱要領第7条に規定する同要領様式第1-1及び様式2並びに契約参加資格に関する関係書類を提出すること。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒947-8501 小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市建設課 管理克雪係 担当：松岡、山田

電話：0258-83-3514 FAX：0258-83-2789

メール：kensetu-kr@city.ojiya.niigata.jp

(5) 参加表明書の提出期限及び提出場所並びに提出方法

- ① 提出期限 令和7年7月30日(水)まで
- ② 提出場所 4(4)に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送(書留)とする。(土曜日、日曜日及び祝日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で4(4)の担当者に確認すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに建設課に到達したものに限り。

(6) 施工体制提案書の提出者を選定するための基準

施工体制提案書の提出者は、2(2)ア～エの基準に基づいて審査される。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、施工体制提案書の提出者として該当とならなかった者に対して、該当しなかった旨及びその理由(以下「非該当理由」という。)を書面により、発注者から通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(小千谷市の休日を定める条例(平成元年小千谷市条例第32号)第2条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面(様式自由)市長に対して非該当理由についての説明を求められることができる。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- a 受付場所 4(4)に同じ
- b 受付時間 上記イの期間の午前9時から午後5時まで
- c 受付方法 原則としてFAXとする。
(回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること。)
なお、到達したことを電話で4(4)の担当者に確認すること。
- d 回答方法 原則としてFAXとする。

(8) その他の留意事項

- ① 施工体制提案書提出の非該当者以外の者については、第5に記載する書類の提出期限を記載した通知を行うものとする。
- ② 共同体構成員以外の者への再委託(下請け)は認めない。

5 施工体制提案書の作成・提出に係る事項

(1) 施工体制提案書の作成様式

様式6による

(2) 施工体制資料の作成様式

様式7、7-1による

(3) 施工体制提案書記載上の留意事項

- ① 労務者については、本業務に携わる予定の労務者全員を記載すること。また除雪等業務共同体における構成員名(所属会社名等)を資格・技能欄に記載すること。
- ② 保有機械量については、緊急時の対応に役立つと思われる建設機械を記載すること。

と。長期リース契約のもので、工期中途で契約が切れるものについては、備考欄に代替機の導入予定の有無、継続契約の有無について記載すること。なお、建設機械については除雪等業務に必要な建設機械を記載すること。

- ③ 緊急時の体制は樹系図等による連絡体制図を記載すること。勤務時と夜間・休日時あるいは事象により対応が分かれている場合には、それが分かるように記載すること。
- ④ 当番制や宿直制など、独自の緊急体制をとっている場合には記載のこと。
- ⑤ 実績については、国、県、市町村が発注する除雪等業務の過去3年間の実績を記載すること。
- ⑥ オペレーターについては、本業務に携わる予定のオペレーター全員を記載すること。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 4(4)に同じ。
- ② 受付期間 令和7年7月17日(木)から令和7年8月15日(金)
(※施工体制提案書提出期限の3日前までとする)
- ③ 受付方法 FAXまたは電子メール等とする。
- ④ 回答方法 ・施工体制提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とし、質問者に対してFAXまたは電子メール等により回答する。
・小千谷市が求める施工体制提案項目に係る質問及び施工体制提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、小千谷市ホームページにて公表する。

(5) 施工体制提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和7年8月18日(月)
- ② 提出場所 4(4)に同じ。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法 持参または郵送(書留)とする。(土曜日、日曜日及び休日は除く。
提出時間は午前9時から午後5時まで)

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で4(4)の担当者に確認すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに建設課に到達したものに限り。

(6) 施工体制提案書のヒアリングに関する事項(必要に応じて実施)

令和7年8月19日(火)9:00~12:00(変更がありうる)
小千谷市役所 403会議室(詳細は別途連絡する)
各者15分程度を想定。質疑応答時間は5分程度。

(7) 施工体制提案書を特定するための評価基準

施工体制提案書は要領により審査し特定する。

なお、施工体制提案書を提出した者の審査結果は公表するものとする。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、小千谷市から特定した旨を通知するとともに、通知日をもって契約決定日とし、後日契約を締結するものとする。

(9) その他の留意事項

- ア 提出された施工体制提案書は返却しない。
- イ 施工体制提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された施工体制提案書は、施工体制提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。ただし、提出された提案書は公表の対象（小千谷市情報公開条例（平成10年小千谷市条例第19号）に規定する個人情報及び法人の利益を害する情報に係わる部分を除く）とする。
- エ 施工体制提案書に虚偽の記載をした場合は、施工体制提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。
- オ 契約時に、持込機械に関する届（様式10）を提出すること。

6 その他

- (1) 契約書の作成：要（別途担当者より連絡する。）
- (2) 関連情報を入手するための窓口：4（4）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。
- (4) 施工体制提案書の補足資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができる。
- (5) 特定者に対し、契約前に施工体制提案書の内容に関する下記の資料提出を求める。
 - ア 保有する建設機械の写真（原則、1台1枚とする）及び車検証の写し、リース機械にあつては契約書の写し（必要に応じて小千谷市が求める建設機械についても提出するものとする。）
 - イ 資機材庫の外観及び庫内の写真（原則、外観及び庫内各1枚とする）。資機材の保有状況が概ね判断できるもの
 - ウ 公告日において滞納している市税等徴収金が無いことの証明書の写し（除雪等業務共同体の全構成員）
- (6) 特定者は、契約時までには労働災害補償保険に加入しなければならない。また、契約時に保険関係成立届の写及び概算保険料申告書の写し（除雪等業務共同体の全構成員）を提出すること。